

預託設置契約書（案）

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）は、乙が滋賀県立総合病院に設置する床頭台およびテレビシステム等（以下「床頭台等」という。）の設置・運営事業について、次のとおり契約する。

（物件・設置場所）

第1条 乙が甲の指定する場所に預託設置する物件（以下、本物件と言う）は、別表の（1）欄「物件目録」記載のとおりとし、「設置場所」は別表の（2）欄記載のとおりとする。

（契約期間）

第2条 本契約期間は令和8年4月1日から令和15年3月31日までとする。

2 期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかより書面による通知がなされないときは、本契約の有効期間は更に1年延長するものとし、以後同様に更新されることとする。

（使用規制）

第3条 甲は、正当なる理由なく本物件を第1条に定める各場所から移動させてはならない。

2 甲または甲の施設利用者等が物件を使用するときは、必ず専用のカードを使用してのみ作動する事とし他の方法をもって作動しないこととする。

（管理・責任）

第4条 本物件の所有権は全て乙に属するものであることを確認し、甲は本物件の使用占有に当っては、善良なる管理者の注意義務をもってこれを行い、本物件に異状が存すると思われる場合はその確認を行い、故障が認められた場合は直ちに乙に連絡することとし、乙は直ちに修理または良品との交換を行うこととする。

2 乙は本物件を定期または不定期の検査点検を行い、故障している場合は直ちに修理または良品との交換を行うこととする。

3 前2項にかかる費用は乙が負担することとする。

ただし、甲または甲の施設利用者等の故意または重過失により生じた故障については、その要する費用は甲または甲の施設利用者等の負担とする。

4 リモコンおよびB-CASカード等の付属品を、紛失・破損した場合は乙の負担により、現状に復帰することとする。

ただし、甲または甲の施設利用者等の故意または重過失により生じた紛失・破損については、その要する費用は甲または甲の施設利用者等の負担とする。

（保険）

第5条 本物件については乙の費用負担において盗難、火災損傷等の事故に対する動産保険

を付するものとし、保険金は全額乙が受領するものとする。ただし、次の事項に該当するときは、乙は発生した費用を甲または甲の施設利用者等に実費請求することが出来る。

- (1) 甲が警察への報告義務を怠ったとき。
- (2) 甲または甲の施設利用者等の故意または重過失が要因により生じた事故のとき。

(契約の解除および解約損害金)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由なしに管理業務を行わないとき。
- (2) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 前2号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により、契約を解除されたときは、乙は甲が指定する日まで当該業務を行わなければならない。

契約解除に要する費用は乙の負担とし、乙は甲の指定する日に別表の（1）のすべての物件を乙の負担により撤去しなければならない。

解約損害金については、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 本契約を契約期間内に甲の意思により解約する場合は、3ヶ月前に甲は乙に書面により解約の申し出を行い、甲乙双方は解約の協議を行うこととする。

- 4 乙は甲に次の事項が発生した場合、本契約を解約することができることとする。

- (1) 甲が本契約に違反したとき。
- (2) 甲が差押さえ、仮差押、仮処分、強制執行等の公的処分を受けたとき。
- (3) 甲が支払停止状態に陥り、または破産、民事再生、会社整理、会社更生手続等の申立

を受け、もしくはこれらの申立をしたとき。

(4) 甲が乙の承諾なしに営業権を譲渡したとき、または乙の物件を無断で第三者に貸付けたとき。

5 前項の事由により契約が解除されたときは、甲は乙の指定する場所に、自己の費用により物件を返還するものとする。

解約損害金については、甲乙協議して定めるものとする。

6 利用状況が極めて低調な場合は契約期間中であっても、甲乙協議のうえ本契約を解除することができるものとする。

(誓約書の提出)

第7条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(料金回収および支払方法)

第8条 乙は定期に券売機の集金を行い、売上金額の中から別表（3）欄記載に定める管理手数料を甲に支払うこととする。

(乙の費用負担)

第9条 病室におけるNHK（BS放送含む）のテレビ受信料の視聴料は乙の負担とする。

(物件の変動)

第10条 甲の要望により運用台数が大幅に減少する場合は、乙は「減少損害金」の支払いを求めることができることとする。

「減少損害金」の額については、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(消費税)

第12条 本契約に定める各金額のうち消費税相当額については、消費税率の変動があった場合は変動後の消費税率を基に連動することとし、消費税の変更または視聴時間および使用時間で調整する。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 滋賀県守山市守山5丁目4番30号
滋賀県病院事業庁（総合病院）
滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

乙

別表

欄	項目	記事			
		品目	型式	数量	設置場所
(1)	物件目録				
(2)	設置場所	滋賀県守山市守山五丁目4-30 滋賀県立総合病院 内			
(3)	管理手数料率	毎月売上金額(税込み)に対して ●●%			

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和7年 月 日

（あて先）

契約担当者 滋賀県病院事業庁長

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)
氏 名 _____